





(六) 第八条の二の二第一項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査

第八条第二十七号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 第五条第二項の規定による通報の受付

第八条第二十八号(四)を同号(六)とし、同号(三)中「受理」を「受付」に改め、同号(三)を同号(五)とし、同号(二)中「受理」を「受付」に改め、同号中(二)を(四)とし、(一)を(三)とし、(三)の前に次のように加える。

(一) 第五条の五の規定による認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受付

(二) 第七条の四において準用する第五条の五の規定による認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受付

第八条第二十九号(二)中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の十七第五項」に改め、同号中(七)を(七)とし、(七)の次に次のように加える。

(八) 第十二条の十一の十一において準用する第五条の五の十一の規定による産業廃棄物処理施設における熱回収に関する報告書の受付

第八条第二十九号中(一)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 第十二条の五の四の規定による産業廃棄物処理施設の定期検査結果の通知

第八条第二十九号(五)の前に次のように加える。

(一) 第四条の四の四の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知

(二) 第五条の五の十一の規定による一般廃棄物処理施設における熱回収に関する報告書の受付

(三) 第八条の二の六の規定による事業場外の産業廃棄物の保管の廃止の届出の受付

(四) 第八条の十三の六において準用する第八条の二の六の規定による事業場外の特別産業廃棄物の保管の廃止の届出の受付

第八条第三十号(一)中「第二条第十八項」を「第二条第二十四項」に改め、同号中(四)を(十)とし、(三)を(九)とし、(二)を(五)とし、(五)の次に次のように加える。

(六) 第十七条の規定により返納された産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の受領

(七) 第十七条の二の規定による産業廃棄物熱回収施設設置者認定証の書換え交付及び再交付

(八) 第十七条の三の規定により返納された産業廃棄物熱回収施設設置者認定証の受領  
第八条第三十号(一)の次に次のように加える。

(二) 第二条第二十七項の規定による一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の書換え交付及び再交付

(三) 第三条の規定により返納された一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証の受領

(四) 第三条の二の規定により返納された一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の受領

第八条第三十八号中「第二十七号(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)から(十五)まで、(十六)及び(十七)、第二十八号(四)」を「第二十七号(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)から(十八)まで、(十九)及び(二十)、第二十八号(六)」に改める。

第九条第七十二号(一)中「(二)から(十)まで」を「(三)から(十)まで」に改める。

第十三条ただし書中「、第五号」を削り、同条第二号中「集落法人育成加速化支援事業実施要領」を「集落法人設立加速化支援事業実施要領」に改め、「集落法人経営確立計画及び」を削り、同条第三号を次のように改める。

### 三 削除

第十三条第四号中「担い手経営基盤強化事業実施要領」を「担い手経営強化モデル事業実施要領」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの(その主たる事務所並びに事業場及び店舗が二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる米穀事業者に係るものを除く。)

(一) 第九条第一項の規定による勧告

(二) 第九条第二項の規定による命令

(三) 第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

第十三条第七号(一)及び(2)を次のように改める。

(1) 集落法人設立加速化支援事業費補助金

(2) 担い手経営強化モデル事業費補助金

第十三条第七号(一)中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)を(5)とし、(8)を(6)とし、(9)を(7)とし、(10)を削り、(11)を(8)とし、(12)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) GAPシステム導入支援事業費補助金

(11) 環境保全型農業直接支払支援事業費補助金

第十三条第六十七号(三)(7)を同号(三)(18)とし、同号(三)(16)中「請負人」を「受注者」に改め、同号(三)中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 第三十一条第二項の規定による請負代金変更額又は損害賠償額の決定

第十三条第六十九号中「第十号(三)」を「第五号(二)、第五号の(二)、第十号(三)」に改める。

第十四条第十四号を削り、同条第十五号(一)中「補助金等のうち、次に掲げるもの」を「広島牛生産基盤強化支援事業費補助金」に改め、(1)及び(2)を削り、同号を同条第十四号とし、同条中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第十六条ただし書中「第七十八号(七)」を「七十二号(二)、第七十八号(七)」に改め、同条第四号中(イ)を(ロ)とし、(ロ)を(イ)とし、(四)を(ロ)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(五)を(四)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(一)の次に次のように加える。

(イ) 第五十八条第一項の規定による費用の負担命令

第十六条第三十八号中「確定」の下に「(美能漁港、畑漁港、深江漁港及び柿浦漁港に係るものを除く。)」を加え、同条第六十九号中「確定」の下に「(大柿港に係るものを除く。)」を加え、同条第七十七号(三)(7)を同号(三)(18)とし、同号(三)(16)中「請負人」を「受注者」に改

め、同号(三)中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 第三十一条第二項の規定による請負代金変更額又は損害賠償額の決定

第十六条第七号中「(国)から(国)まで及び(国)」を「(甲)、(国)から(国)まで及び(国)」に改める。

第十七条第十一号の七を削り、同条第二十三号(三)を同号(三)(18)とし、同号(三)(16)中「請負人」を「受注者」に改め、同号(三)中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 第三十一条第二項の規定による請負代金変更額又は損害賠償額の決定

第二十二条第六号(三)(17)を同号(三)(18)とし、同号(三)(16)中「請負人」を「受注者」に改め、同号(三)中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 第三十一条第二項の規定による請負代金変更額又は損害賠償額の決定

附 則

この規則は、公布の日から施行する。